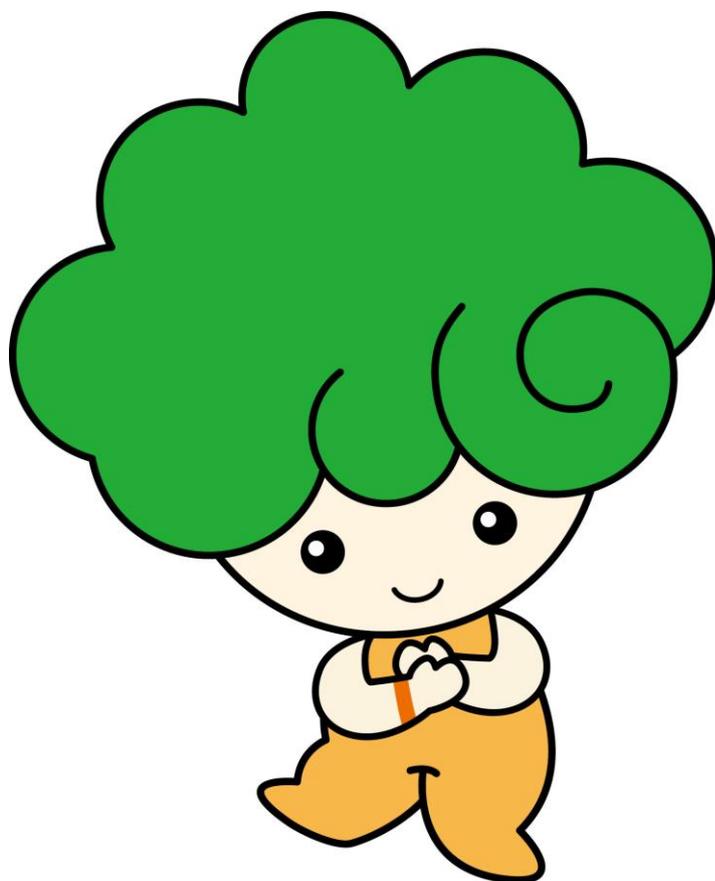


住み慣れた地域で

安心して暮らすために

長寿ふれ愛ガイドブック



令和5年度版

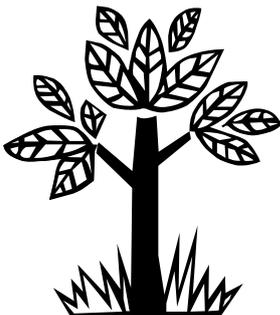
河内長野市 福祉部 地域福祉高齢課

こうれいしゃぎゃくたい
高齢者虐待の相談窓口

虐待かどうかの判別は、たいへん難しいものです。
 どんな些細なことでもかまいません、虐待が疑われるケースを発見したら、ひとりで悩まず地域包括支援センターへご相談ください。
 もちろん秘密は厳守します。

名称	住所・電話番号・FAX 番号	主な担当地域
河内長野市東部 地域包括支援 センター	〒586-0022 河内長野市本多町 4-3 (電話) 0721-52-0180 (ファクス) 0721-52-0181 (メール) toubuhokatsu@julien.or.jp	千代田小学校区 長野小学校区 川上小学校区
河内長野市中部 地域包括支援 センター	〒586-0034 河内長野市上田町 155-5 (電話) 0721-55-3451 (ファクス) 0721-55-3452 (メール) chubuhokatsu@naganozaidan.jp	三日市小学校区 南花台小学校区 加賀田小学校区 石仏小学校区 天見小学校区 美加の台小学校区
河内長野市西部 地域包括支援 センター	〒586-0094 河内長野市小山田町 1701-1 (電話) 0721-56-6600 (ファクス) 0721-53-8080 (メール) seibuhokatsu@teramoto.or.jp	楠小学校区 小山田小学校区 天野小学校区 高向小学校区

【相談受付】 月曜日から土曜日 午前9時～午後5時30分
 ※緊急の場合はこの限りではありません



🌿 **地域での見守りと声かけを！**

日頃から声をかけあい、介護されている家族や高齢者が孤立しないよう暖かい目で見守ってください。

🌿 **家族みんなで助け合い！**

介護は、家族みんなで協力しあうことが大切です。

高齢者虐待の定義

区 分	内 容 と 具 体 例
身体的虐待	<p>暴力行為などで、身体に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為</p> <p>【具体的な例】 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やりに食事を口に入れる、やけど・打撲させる、ベッドに縛りつけたり意図的に服用させたりして、身体拘束・抑制をする／など</p>
心理的虐待	<p>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって精神的、情緒的に苦痛を与えること</p> <p>【具体的な例】 排泄の失敗などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、侮辱をこめて子どものように扱う、高齢者が話し掛けているのを意図的に無視する／など</p>
性的虐待	<p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <p>【具体的な例】 排泄の失敗などに対して懲罰的に下半身を裸にして放置する、キス、性器への接触、セックスを強要する／など</p>
経済的虐待	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <p>【具体的な例】 日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない、本人の自宅などを本人に無断で売却する、年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する／など</p>
介護・世話の放棄・放任	<p>意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神状態を悪化させていること</p> <p>【具体的な例】 入浴しておらず異臭がする。髪が伸び放題だったり、皮膚がよごれている。水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある、室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる、高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを相応の理由なく制限したり使わせない／など</p>

※留意点：要介護高齢者に限定しない／元気な高齢者も含む／善意や励ましであっても該当すれば虐待／意図的であるかどうかは問わない／高齢者本人が虐待あるいは不適切な状態と自覚しているかどうかは問わない／

自己放任・自虐	高齢者自身が当然行うべき行為を行わないことにより、自己の心身の安全や健康が脅かされるような状態
---------	---

目 次

地域福祉高齢課

- 高齢者総合相談窓口
 - 地域包括支援センター…………… 1
- 高齢者支援サービス
 - 街かどデイハウス事業…………… 1
 - 食の自立支援事業（配食サービス）…………… 2
 - 訪問理容サービス助成事業…………… 2
 - 寝具洗濯乾燥サービス助成事業…………… 2
 - 高齢者等総合見守りシステム運営事業…………… 3
- 認知症支援
 - 認知症高齢者SOSネットワーク事業…………… 3
 - 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業…………… 3
- 介護者支援サービス
 - 在宅老人介護支援金の支給…………… 4
 - 短期ベッド貸出事業…………… 4
 - 介護マークカードの交付…………… 4
- 介護予防
 - モックル介護予防体操CD・DVDの配布…………… 5
 - 健康づくり手帳（介護予防手帳）の交付…………… 5
 - 笑顔れんらく帳の交付…………… 5
- 総合事業
 - 介護予防・日常生活支援総合事業…………… 6～7
- 成年後見制度
 - 法定後見制度…………… 8
 - 任意後見制度…………… 8
- 敬老事業
 - いきいき長寿福祉大会…………… 9
 - いきいき長寿スポーツ大会…………… 9
 - 敬老祝品…………… 9

■ 快適な住まい	
高齢者住宅改造助成事業	10
■ 高齢者向け住宅	
サービス付き高齢者向け住宅	10
■ 老人ホーム	
軽費老人ホーム	11
有料老人ホーム	12

介護保険課

■ 要介護認定	13
■ 介護保険施設	
介護老人福祉施設	13
介護老人保健施設	13
■ 介護保険給付サービス	
◆ 予防給付（要支援1、要支援2）	
在宅サービス	14～15
地域密着型サービス	15
◆ 介護給付（要介護1～5）	
施設サービス	16
在宅サービス	16～17
地域密着型サービス	17

健康推進課

■ 保健事業	
健康診査	18～19
健康手帳の交付	20
健康教育	20
健康相談	20
休日急病診療所	21
予防接種	21～22

保険医療課

■ 医療保険

後期高齢者医療制度	23～25
70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者の医療 について	26～27

■ 医療費助成

重度障がい者医療費助成制度	27
---------------	----

環境衛生課

■ ごみ収集

もえるごみシールの追加配布	28
家庭ごみの「ふれあい収集」	28

障がい福祉課

■ 障がい認定（手帳の交付）

身体障がい者手帳	29
療育手帳	29
精神障がい者保健福祉手帳	29

その他

■ 避難行動要支援者支援制度

30

■ 教養・スポーツ

河内長野市民大学「くろまる塾」	31
趣味・教養講座	31
河内長野市まちづくり出前講座	31
生涯学習情報提供システム	32
大活字本・録音図書の出貸	32

■ 交流の場

市立福祉センター 3 3



■ 地域コミュニティソーシャルワーカー（相談支援員）配置事業

いきいきネット相談支援センター 3 4

■ 社会参加

老人クラブ 3 4

ボランティア相談、発掘・育成、活動支援 3 5

■ 日常生活自立支援事業 3 5

■ 生活支援体制整備事業 3 6

■ 貸出事業

スロープ付自動車の貸出事業 3 6

福祉機器（車いす）の貸出 3 7



こころの健康相談 3 7

難病に関する相談 3 7



■ 働く場の提供

シルバー人材センター 3 8

高齢者総合相談窓口



地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、高齢者やその家族などを対象に、介護に関する相談や介護・福祉サービスの紹介、利用手続きのお手伝いなどを河内長野市の委託を受けておこなっています。

【総合相談】

生活上の不安や心配ごと、健康のことなどの相談に応じます。

【介護予防ケアマネジメント】

高齢者が自立した生活を送れるよう助言を行い、身体の状態に合った健康づくりや介護予防教室を紹介します。また、要介護認定で「要支援1」、「要支援2」の認定を受けている人や、基本チェックリストで「事業対象者」と判定された人のケアプランの作成を行います。

【権利擁護】

高齢者の虐待防止や早期発見、成年後見制度の紹介など高齢者の権利を擁護する取り組みを行います。

【ケアマネジャーへの支援】

対応困難事例などへの支援や日常的な個別相談・指導に取り組めます。

お近くの地域包括支援センターは、裏表紙の一覧表でご確認ください。

高齢者支援サービス

街かどデイハウス事業

家庭に閉じこもりがちな高齢者に対して、民家などを利用した、住民主体による日帰りデイサービスです。

【対象者】 おおむね 65 歳以上の高齢者

【利用料】

1 日の利用料については、実施団体によって異なります

詳しくは、下記実施団体へお問い合わせください。

実施団体名	住所・電話番号
スタジオ・休 <small>きゅう</small>	〒586-0071 河内長野市加賀田 2024 電話 0721-64-1071
アートグルメ錦生会 <small>きんしょうかい</small>	〒586-0031 河内長野市錦町 15-50 電話 080-3039-2833
ロッコ	〒586-0068 河内長野市北青葉台 22-3 電話 090-7118-3799

食の自立支援事業（配食サービス）

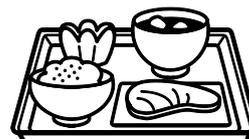
食事づくりが困難な高齢者に対して、地区担当の施設職員が自宅を訪問し、心身の状況、生活環境などを把握しながら、食関連サービスの利用調整を定期的に行なっていきます。配食サービスの必要がある場合には、栄養バランスのとれた食事を、月曜日から土曜日のうちで週5回以内・1日1食（昼食）を訪問し、手渡しにより提供します。

【対象者】

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者（昼間ひとり暮らしになる人も含みます）や高齢者のみの世帯で調理などが困難な場合

【利用料】

1 食当たり 550 円



訪問理容サービス助成事業

寝たきりなどで理容店に出向くことが困難な在宅高齢者に対して、登録理容店から自宅へ訪問し、理容サービスをおこないます。

【対象者】

河内長野市内に住所を有する 65 歳以上の寝たきりなどで、理容店に出向くことが困難な高齢者。
所得の要件があります。

【助成内容】

年間 4 枚の助成券を交付し、訪問理容料の一部を助成します。
2,000 円の自費負担があります。



寝具洗濯乾燥サービス助成事業

寝たきり高齢者などに対して、掛け布団、敷布団、毛布の寝具洗濯乾燥サービスをおこないます。

【対象者】

河内長野市に住所を有する 65 歳以上の在宅高齢者で、寝たきり状態や失禁などにより頻繁に寝具の洗濯乾燥が必要な人。
所得の要件があります。

【助成内容】

寝具クリーニング費用の一部を助成します。
助成券は掛け布団、敷布団などは 1 点ごとに 3 枚まで、毛布は 1 点ごとに 1 枚を上限として利用できます。今年度は助成券を 1 人につき 10 枚発行します。
助成券 1 枚につき 170 円の自費負担があります。

このページのお問い合わせ先 河内長野市役所 1 階
地域福祉高齢課 高齢者支援係
電話 53-1111

高齢者等総合見守りシステム運営事業

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者などを対象に、通報装置や携帯用機器を活用した日常の総合見守り事業を実施しています。

緊急時に自宅内に設置した通報装置を操作することにより「ガードセンター」に通報が入り、24 時間体制で警備員が駆け付け、適切な対応を行います。

事業の利用には、利用者と緊急連絡先の登録が必要です。また、緊急時に迅速な対応が行えるよう、自宅の合鍵をお預かりします。

緊急通報の他に、熱中症警報や認知症高齢者などが外出した時の位置情報の検索などの機能も備えています。

※システム利用料は、生計中心者の市町村民税課税状況に応じて異なります。
(月額 0～2700 円)

認知症支援



認知症高齢者 SOS ネットワーク事業

認知症高齢者が外出し、行方がわからなくなった場合に、「捜しています！」チラシを作成し、ファクスやメールを利用して協力機関（公共交通機関や小売業者、介護事業者など）や協力員、近隣市町村に情報提供を呼びかけるものです。（警察への連絡も併せて必要です）

【利用方法】

行方が分からなくなったときに地域福祉高齢課（閉庁時は地域包括支援センター）に支援要請届を提出ください。高齢者の写真と申請者の印鑑が必要です。行方が分からなくなるおそれがある場合には事前に登録しておくことも可能です。（更新あり）

【利用料】

無料

認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

河内長野市が保険契約者として個人賠償責任保険に加入することで、認知症高齢者など（被保険者）が日常生活における偶然の事故により第三者に対して法律上の損害賠償責任を負う場合などに、保険金の支払いを受けることができます。被保険者の保険料の自己負担はありません（河内長野市が保険料を全額負担します）。

【保険の対象となる人】

- ・ 「河内長野市認知症高齢者 SOS ネットワーク事業」に事前登録している人
 - ・ 河内長野市に住民登録がある 40 歳以上の人
 - ・ 自宅で生活している人
- などの条件があります。

このページのお問い合わせ先 河内長野市役所 1 階
地域福祉高齢課 高齢者支援係
電話 53-1111

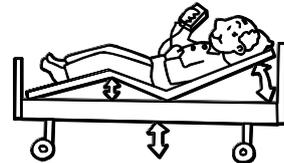
介護者支援サービス

在宅老人介護支援金の支給

河内長野市内に住所を有し、要介護認定にて要介護 4 又は要介護 5 と認定され、在宅でその状態が 3 ヶ月以上継続している 65 歳以上の高齢者を介護している同居の家族の人に、在宅老人介護支援金を支給します。

給付にあたっては介護者、要介護高齢者を含め、家族の人など同居されている人全員の市民税が非課税であるなどの所得要件があります。

- ・ 申請……随時受付
- ・ 支給額……月額 10,000 円（申請月の翌月分から）
- ・ 支給方法……年 4 回（1 月、4 月、7 月、10 月）に分けて、口座振替により支給



短期ベッド貸出事業

河内長野市内に住所を有している者が、病院または介護保険施設などに入院中・入所中の 65 歳以上の高齢者を自宅で一時的に介護するために、必要となる特殊寝台などの貸出を行います。

- ・ 貸出用具……特殊寝台（マットレス・サイドレール付）及びオーバーテーブル
- ・ 貸出期間……1 利用者 1 年度 2 回まで、1 回あたり 14 日以内
- ・ 利用料……1 回あたり
 - <2 モーターベッド>……………650 円
 - <3 モーターベッド>……………850 円
 - <オーバーテーブル>……………50 円

※利用申請は希望日の 10 日前までに行ってください。



介護マークカードの交付

認知症の人など外見では症状がわからない人を介護している人が、誤解や偏見を受けることを避け、介護中であることを周囲に理解してもらうために使用する「介護マーク」を配布します。

- ・ 配布対象者……認知症などの高齢者、障がい者、その他の介護者で「介護マーク」希望者
- ・ 配布場所……地域福祉高齢課、地域包括支援センター

このページのお問い合わせ先 河内長野市役所 1 階
地域福祉高齢課 高齢者支援係
電話 53-1111

介護予防

モックル介護予防体操CD・DVDの配布

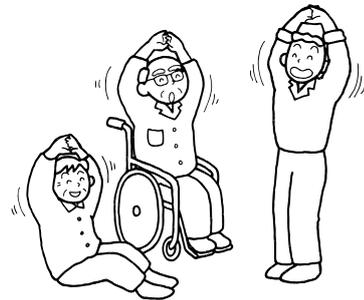
自宅や地域の集まり、クラブ活動などいろいろな場面で活用いただけるよう「モックル介護予防体操」のCD・DVDを配布しています。

この体操は高齢者にいつまでも元気で暮らしていただくため、介護予防を目的に作成しました。

どこでも誰でも気軽に行なっていただけるよう「立って」「椅子に座って」「床の上で」「口の体操」の4つのパターンがあります。

- ・ 対象者 …… おむね65歳以上の市民または65歳以上の市民が所属する市内活動団体
- ・ 申込み …… 地域福祉高齢課窓口へ

※個人で申請される場合はCDかDVDのどちらか1枚となります。



健康づくり手帳（介護予防手帳）の交付

介護予防に関する知識・情報や介護予防事業の記録などに活用し、介護予防の意識及び介護予防事業への参加の向上を図ることを目的に健康づくり手帳（介護予防手帳）を交付しています。

- ・ 対象者 …… 65歳以上の市民
- ・ 交付場所 …… 地域福祉高齢課で交付します。

笑顔れんらく帳の交付

ご本人やご家族を中心に、医療や介護の関係者が連携を図るために、健康状態や連絡先などが記録できる手帳を交付しています。

- ・ 対象者 …… 65歳以上の市民
- ・ 交付場所 …… 地域福祉高齢課、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などで交付します。

このページのお問い合わせ先 河内長野市役所 1階
地域福祉高齢課 高齢者支援係
電話 53-1111

総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）では、要支援の認定を受けている人だけでなく、認定を受けていなくても、基本チェックリスト（※）と面談の結果によっては、「訪問型サービス」や「通所型サービス」などの利用が可能となります。

また、65歳以上のすべての高齢者を対象に、介護予防の普及・啓発を行うとともに、住民主体の介護予防活動や通いの場を支援していきます。

※基本チェックリストとは

運動機能や認知機能など高齢者の生活機能を評価する25項目の質問票です。実施については、お住まいの地域包括支援センターにご相談ください（裏表紙の一覧を参照）。

【一般介護予防事業】

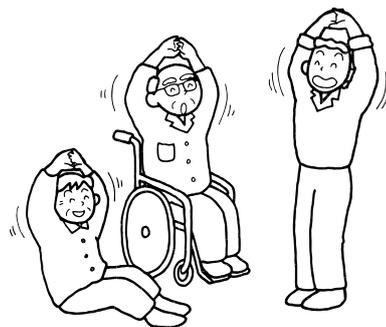
対象者……65歳以上の人

サービス内容

- ◎ 介護予防のための運動教室の開催
- ◎ 住民が主体となって運営する通いの場への活動支援
- ◎ 住民が主体となって実施する生活支援活動への支援
- ◎ リハビリテーション専門職による介護予防のための助言指導
（理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、管理栄養士）

【介護予防・生活支援サービス事業】

- ・ 対象者……①要介護認定を受けていない65歳以上の人であって、「基本チェックリスト」と面談により「事業対象者」と判定された人
②要介護認定で「要支援1・2」と認定された人
- ・ サービス内容……次のページ



【訪問型サービス】

基準	サービスの種類	サービスの内容	サービス提供者 (例)
従来の基準	介護予防訪問介護相当サービス事業	ホームヘルパーによる、調理や掃除などの生活援助や身体介護サービス	訪問介護員など (訪問介護事業者)
多様な担い手によるサービス	訪問型サービスA事業（緩和した基準によるサービス）	一定の研修修了者などによる、調理や掃除などの生活援助サービス	一定の研修修了者、訪問介護員など
	訪問型サービスB事業（住民主体による支援）	住民による、1回1時間程度で完了するような軽易な日常生活上の援助	シルバー人材センター登録会員、ボランティアなど
	訪問型サービスC事業（短期集中予防サービス）	居宅での短期（3ヶ月）の機能訓練	理学療法士、作業療法士、栄養士、歯科衛生士など

【通所型サービス】

基準	サービスの種類	サービスの内容	サービス提供者 (例)
従来の基準	介護予防通所介護相当サービス事業	デイサービスセンターにおける、生活機能の向上のための体操や筋力トレーニング、食事・入浴など	通所介護事業者の従事者
多様な担い手によるサービス	通所型サービスA事業（緩和した基準によるサービス）	デイサービスセンターにおける、自立した生活を送れることを目的とした体操や筋力トレーニングなど	通所介護事業者やその他事業所の従事者、ボランティアなど
	通所型サービスC事業（短期集中予防サービス）	施設における、理学療法士などによる短期（3ヶ月）のトレーニング機器を使用した運動プログラム	理学療法士、作業療法士、健康運動指導士などの専門職

お問い合わせ先 河内長野市役所 1階
 地域福祉高齢課 高齢者支援係
 電話 53-1111

成年後見制度

法定後見制度

認知症など判断能力の不十分な人は、財産管理や身上監護（介護や施設への入退所など、生活について配慮すること）についての契約、遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあうおそれがあります。

このような判断能力の不十分な人に、家庭裁判所が適切な保護者（成年後見人など）を選び、本人に代わって保護者が法的に与えられた権限を行使することによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度です。

【河内長野市を管轄する家庭裁判所】

大阪家庭裁判所堺支部 後見センター

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 2-28 電話 072-223-8949

任意後見制度

本人が前もって代理人（任意後見人）に、自己の判断能力が不十分になった場合に備えて、財産管理、身上監護の事務について代理権を与える「任意後見契約」を公証人の作成する公正証書で結んでおくことができます。

【最寄りの公証役場】

堺公証人合同役場

〒590-0076 堺市堺区北瓦町 2-4-18 現代堺東駅前ビル 4階 電話 072-233-1412

成年後見制度に関する相談窓口

【大阪弁護士会 高齢者・障がい者総合支援センターひまわり】

電話 06-6364-1251（平日午後 1 時～午後 4 時）

【成年後見センター・リーガルサポート大阪支部（大阪司法書士会）】

電話 06-4790-5656（平日午後 1 時～午後 4 時）

【大阪社会福祉士会 相談センター「ぱあとなあ」】

電話 06-4304-2727（平日午前 10 時～午後 6 時）

【コスモス成年後見サポートセンター大阪府支部（行政書士会）】

電話 06-6943-7517（平日午前 9 時～午後 5 時）

敬老事業

いきいき長寿福祉大会

1部式典、2部アトラクションの2部構成となっています。アトラクションの部では、老人クラブの皆さんによる歌や踊りなどをお楽しみいただけます。

- ・ 実施日……………令和5年9月23日（予定）



いきいき長寿スポーツ大会

誰もが楽しく参加できる遊戯性の高い内容のスポーツ大会を開催し、スポーツの楽しさの発見と参加者相互の交流を深め、健康の保持と生きがいの高揚を図ります。

- ・ 実施日……………令和5年10月11日（予定）



敬老祝品

長寿をお祝いするため、敬老祝品の給付事業をおこなっています。

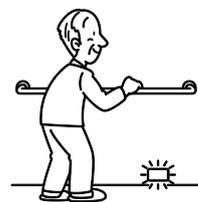
【対象者】

- ・ 令和5年度中に100歳を迎えられる人で、9月1日（基準日）現在、河内長野市に住民登録がある人
- ・ 9月1日(基準日)現在、河内長野市に住民登録がある男女各々の最高齢の人



このページのお問い合わせ先 河内長野市役所 1階
地域福祉高齢課 地域福祉係
電話 53-1111

快適な住まい



高齢者住宅改造助成事業

要介護（要支援）認定を受けていない65歳以上の高齢者の人が暮らしやすいように住まいの段差を解消したり、手すりをつけたりする場合、その改造費用を20万円を限度として一部助成する制度です。

心身の状況により住宅改造が必要であると認められること、かつ、改造を希望する居宅にお住まいの人全員の市民税が非課税であることなど、所得の要件があります。

工事に着手した後の申請は対象になりませんので、必ず事前にご相談ください。

※要介護（要支援）認定を受けている人は17ページの住宅改修をご覧ください。

お問い合わせ先 河内長野市役所 1階
地域福祉高齢課 高齢者支援係
電話 53-1111

高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅

住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、安否確認や生活相談サービスの提供が義務付けられている住宅です。

入居にかかる費用など詳しいことは、直接住宅にお問い合わせください。

住宅名	住所	電話番号
医療法人 健真会 福寿	河内長野市西代町 2-12	26-7711
ひまわり	河内長野市栄町 29-37	52-2939
フジパレスシニア市町	河内長野市市町 928	52-3848
パークサイド千代田	河内長野市木戸 2-26-1	072-366-5040
寿里苑 風香	河内長野市昭栄町 3-56	50-3510
青空の杜	河内長野市上原町 495-1	56-8033
てらもとケアホーム	河内長野市喜多町 14-3	55-3636
生登福祉ケアホーム	河内長野市原町 5-6-12	50-0808
ロイヤル・ライフ信照の郷	河内長野市向野町 681	52-0500
フォーユー河内長野	河内長野市市町 692-1	50-3352
幸せの風	河内長野市あかしあ台 1-12-31	55-7716
あさひ	河内長野市千代田南町 3-37	0120-170-280

老人ホーム

軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、家庭環境や住宅などの事情により、居宅で生活することが困難で比較的健康的な低所得の60歳以上(夫婦で入所する場合はどちらかが60歳以上)の人が、低額な料金で入所できる施設です。なお、軽費老人ホームには、次のような種類があります。入所手続きなどについては、直接施設にお問い合わせください。

ここでは近隣にある施設をご案内していますが、大阪府内には他にも施設があります。

軽費老人ホーム（A型）

給食サービスがついているA型と、原則的に自炊のB型とがありますが、現在、大阪府下にはA型しかありません。さらにA型には生活費に充てることができる資産、所得、仕送りなどを合算したものが利用料の2倍程度以下であることという条件が付されています。

施設名	住所・電話番号	最寄りの駅
河 南 荘	南河内郡河南町白木 905 電話 0721-93-5988	近鉄長野線 富田林駅下車 金剛バス 白木
延 命 荘	堺市南区御池台 5-2-6 電話 072-297-5342	泉北高速鉄道 榎・美木多駅下車 南海バス 御池台5丁

軽費老人ホーム（ケアハウス）

入所者の生活相談に応じたり、入浴、食事の提供や緊急時の対応を行う施設です。入所者が介護を必要とする状態となった場合には、訪問介護などの介護保険によるサービスを利用しながら、できるかぎり自立した生活が送れるよう配慮します。

施設名	住所・電話番号	最寄りの駅
オ ー パ ス	河内長野市松ヶ丘中町 1454-1 電話 0721-53-5550	南海高野線 滝谷駅
春 の 家	富田林市大字佐備 2497-5 電話 0721-33-2940	近鉄長野線 富田林駅下車 金剛バス 村民運動場前
フ レ ス コ	大阪狭山市大野西 742-11 電話 072-367-5551	南海高野線 金剛駅下車 南海バス 南第二小学校前
ゆ う	富田林市新家 2-14-50 電話 0721-25-6581	近鉄長野線 川西駅

有料老人ホーム

有料老人ホームは、入居者に対して、食事や介護の提供その他日常生活上必要なサービスを提供する施設です。入所にかかる費用や、介護が必要になったときの取り扱いなど詳しいことは、直接施設にお問い合わせください。

- ・ 介護付… 介護保険サービスの特定施設入居者生活介護の指定を受けており、介護が必要になった場合、施設自らが提供する介護サービスを利用しながら、当該施設の居室で生活を継続することが可能です。
- ・ 住宅型… 介護が必要になった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護などのサービスを利用しながら、当該施設の居室で生活を継続することが可能です。

施設名	類型	住所	電話番号
コープアイメゾン河内長野	介護付	河内長野市北青葉台 51-46	60-5011
ソラスト河内長野	介護付	河内長野市末広町 2-35	69-0531
ケアホーム・シオンの家	住宅型	河内長野市汐の宮町 3-5	56-1263
ロイヤル・ライフ河内の郷	住宅型	河内長野市向野町 734 番地	56-3333
フィオレ・シニアレジデンス河内長野	住宅型	河内長野市清見台 1-15-3	60-1200
さくらの杜 千代田	介護付	河内長野市木戸 1 丁目 33-1	53-7831
希望の森	住宅型	河内長野市北青葉台 51-43	55-3160
スマイルハウスⅢ	住宅型	河内長野市木戸 2 丁目 33-22	50-2201
ピア河内長野	住宅型	河内長野市向野町 727	53-0010

※これらのほかに、環境上の理由及び経済的な理由により、自宅での生活が困難な人が市の措置により入所する養護老人ホームがあります。



介護保険課

要介護認定

介護（予防）サービスを利用するには、要介護認定が必要となります。

要介護認定の申請窓口は、市役所の介護保険課です。申請は本人・家族だけでなく地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などに依頼することもできます。申請をすると、訪問調査のあとに審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合いが決まります。

介護保険施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

名 称	住所・電話番号	最寄りの駅
特別養護老人ホーム 寿里苑	河内長野市小山田町 448-2 電話 0721-52-3888	南海高野線 千代田駅下車 南海バス 福祉センターあかみね停留所 徒歩 2分
特別養護老人ホーム スリーハートの丘	河内長野市上原町 554 電話 0721-56-2391	近鉄長野線 河内長野駅下車 南海高野線 河内長野駅下車 南海バス 長野車庫停留所 徒歩 5分
特別養護老人ホーム 泰昌園	河内長野市寺元 928 電話 0721-63-0171	近鉄長野線 河内長野駅下車 南海高野線 河内長野駅下車 南海バス 観心寺停留所 徒歩 15分
特別養護老人ホーム あかしあ	河内長野市あかしあ台 2-6-15 電話 0721-52-0333	南海高野線 千代田駅下車 南海バス 貴望ヶ丘停留所 徒歩 2分
特別養護老人ホーム 生登福祉ケアセンター	河内長野市高向 274-1 電話 0721-50-0101	近鉄長野線 河内長野駅下車 南海高野線 河内長野駅下車 南海バス 上高向停留所 徒歩 5分
地域密着型特別養護老人ホーム クローバーの丘	河内長野市小塩町 431-3 電話 0721-60-1100	南海高野線 三日月町駅下車 南海バス 南花台1丁目北停留所 徒歩 5分
地域密着型特別養護老人ホーム 美加の台生登福祉ケアセンター	河内長野市石仏 300 電話 0721-60-0707	南海高野線 美加の台駅 徒歩 5分
地域密着型特別養護老人ホーム 寿里苑フルール	河内長野市南青葉台 6-15 電話 0721-60-0600	南海高野線 三日月町駅下車 南海バス 南青葉台口停留所 徒歩 1分
地域密着型特別養護老人ホーム 生登福祉介護サービスセンター	河内長野市原町 5-6-12 電話 0721-50-0808	近鉄長野線 河内長野駅下車 南海高野線 河内長野駅下車 徒歩 10分

※地域密着型サービスは原則として河内長野市の住民の人のみが利用できます。

介護老人保健施設（老人保健施設）

名 称	住所・電話番号	最寄りの駅
老人保健施設てらもと総合福祉センター	河内長野市小山田町 1701-1 電話 0721-52-7000	南海高野線 千代田駅下車 南海バス 東峰口停留所 徒歩 2分
介護老人保健施設あかしあ	河内長野市あかしあ台 2-6-11 電話 0721-56-8500	南海高野線 千代田駅下車 南海バス 貴望ヶ丘停留所 徒歩 2分
老人保健施設寿里苑フェリス	河内長野市加賀田 885-2 電話 0721-62-0700	南海高野線 三日月町駅下車 南海バス 南青葉台口停留所 徒歩 3分

介護保険給付サービス

予防給付 (要支援1、要支援2)



在宅サービス

【居宅を訪問するサービス】

名 称	内 容
介護予防訪問入浴介護	居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由から施設での入浴利用が困難な場合などに限定して訪問入浴介護を受けられます。
介護予防訪問看護	疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や必要な診療の補助をおこないます。
介護予防訪問リハビリテーション	居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問して短期集中的なリハビリテーションをおこないます。
介護予防居宅療養管理指導	病院等の医師や歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をおこないます。

【日帰りで通うサービス】

名 称	内 容
介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設や医療機関などで、食事などの日常生活の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションをおこなうほか、その人の目標に合わせた選択的なサービスを受けられます。

【施設での短期入所サービス】

名 称	内 容
介護予防短期入所生活介護	介護老人福祉施設などに短期間入所し、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを受けられます。
介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設、病院などの施設に短期間入所し、介護予防を目的とした看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の支援を受けられます。

お問い合わせ先 河内長野市役所 1階
介護保険課 給付係
電話 53-1111

【福祉用具の貸与・購入や住宅改修】

名 称	内 容
介護予防福祉用具の貸与	福祉用具のうち介護予防に資するものについて貸与を受けられます。
特定介護予防福祉用具の購入	介護予防に資する入浴や排せつのための用具などの福祉用具の購入費が支給されます。
介護予防住宅改修費の支給	住宅の手すりの取付け、段差の解消など、小規模な住宅改修費の支給を受けられます。

【その他】

名 称	内 容
介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどの入居者に、食事・入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための訓練が受けられます。

地域密着型サービス

※このサービスは、原則として河内長野市の住民の人のみが利用できます。

名 称	内 容
介護予防認知症対応型通所介護	認知症で要支援の高齢者が、デイサービスの施設内で、介護予防を目的として入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活の支援や機能訓練を受けられます。
介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症高齢者が小人数で共同生活を営み、介護予防を目的として入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活の支援や機能訓練が受けられます。（要支援2の人のみ利用できます。）
介護予防小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせ、多機能な介護サービスを受けられます。

介護保険給付サービスを利用する場合は、必ず要介護（支援）認定を受ける必要がありますので、詳しくはお問い合わせください。



お問い合わせ先	河内長野市役所 1階 介護保険課 給付係 電話 53-1111
---------	---------------------------------------

介護給付 (要介護 1～要介護 5)

施設サービス (13 ページを参照ください)

名 称	内 容
介護老人福祉施設	入浴・排泄・食事などの介護、その他日常生活上の支援や機能訓練、健康管理、療養上の世話が受けられます。
介護老人保健施設	医学的管理のもとでの看護や介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の支援が受けられます。

※要支援 1、要支援 2 と認定された人は利用できません。また、介護老人福祉施設への新規入所は、原則として要介護 3 以上の人に限られます。

在宅サービス

【居宅を訪問するサービス】

名 称	内 容
訪 問 介 護	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの介護や身の回りのお世話をします。
訪 問 入 浴 介 護	居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護をおこないます。
訪 問 看 護	主治医の指示のもとに、看護師などが居宅を訪問し、療養する上での世話や必要な診療の補助をおこないます。
訪問リハビリテーション	主治医の指示のもとに、理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問し、心身の機能維持・回復のために必要なリハビリテーションをおこないます。
居 宅 療 養 管 理 指 導	医師や歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養をする上での管理や指導をおこないます。

【日帰りで通うサービス】

名 称	内 容
通 所 介 護	通所介護施設で、食事、入浴、機能訓練などの支援を日帰りで受けられます。
通所リハビリテーション	介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの支援や心身の機能維持・回復のために必要なリハビリテーションを受けられます。

お問い合わせ先	河内長野市役所 1階 介護保険課 給付係 電話 53-1111
---------	---------------------------------------

【施設での短期入所サービス】

名 称	内 容
短期入所生活介護	介護老人福祉施設などに短期間入所し、入浴・排泄・食事などの介護、その他必要な日常生活上の世話を受けられます。
短期入所療養介護	介護老人保健施設、病院などの施設に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を受けられます。

【福祉用具の貸与・購入や住宅改修】

名 称	内 容
福祉用具の貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与を受けられます。
特定福祉用具の購入	入浴用いす、腰掛け便座などの福祉用具の購入費が支給されます。
住宅改修費の支給	住宅の手すりの取付け、段差の解消など、小規模な住宅改修費の支給を受けられます。

【その他】

名 称	内 容
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウスの入所者に、入浴・排泄・食事などの介護や日常生活上のお世話をおこないます。

地域密着型サービス

※このサービスは、原則として河内長野市の住民の人のみが利用できます。

名 称	内 容
認知症対応型通所介護	認知症の高齢者が、デイサービスをおこなう施設で、日常生活上の支援や機能訓練などの介護サービスを受けられます。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の高齢者が小人数で共同生活を営み、認知症の進行を遅らせ自立した生活を送ることができるよう、介護や日常生活上のお世話をおこないます。
小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせ、多機能な介護サービスを受けられます。
看護小規模多機能型居宅介護	利用者の状況に応じて、通所系のサービス、訪問系のサービス（介護と看護）や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能な介護サービスを受けられます。
地域密着型介護老人福祉施設	入所定員が 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する人のための介護サービスです。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などを行うことで、随時対応も受けられます。
地域密着型通所介護	定員 18 人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



お問い合わせ先 河内長野市役所 1 階
介護保険課 給付係
電話 53-1111

健康推進課

保健事業

健康診査

疾病の早期発見、早期治療を図るため、下表のとおり検診及び健康診査をおこなっています。

種類	内容	対象者	会場	受診（申込）方法	自己負担金
B型・C型肝炎ウイルス検査	問診・血液検査	40歳以上の市民で平成14年以降に一度も検査を受けていない市民	市内指定医療機関	保健センターへ申し込んでください。自宅に受診券が届いた後に、市内指定医療機関へ予約してください。	無料
心電図検査	心電図検査	40歳以上の市民で、心電図検査を受診する機会のない市民		市内の指定医療機関で特定健康診査や後期高齢者医療制度の健康診査を受診時に同時に実施します。市内の指定医療機関で健康診査を受診しない場合はこの検査のみを受診できます。市内指定医療機関へ予約してください。	無料
胃がん検診	問診・胃部X線撮影	40歳以上の市民	保健センターまたは市内指定医療機関	<u>市内指定医療機関</u> で受診する場合は、 <u>直接医療機関へ</u> 予約してください。保健センター（集団）での受診を希望する人は、保健センターへ申し込んでください。	1,000円
大腸がん検診	問診・便潜血反応検査	40歳以上の市民			500円
肺がん検診 (65歳以上の人は結核検診を含む)	問診・胸部X線撮影（喫煙歴により喀痰細胞診も実施）	40歳以上の市民			500円
子宮頸がん検診	問診・内診・細胞診	20歳以上の市民（女性）	市内指定医療機関	<u>直接、市内指定医療機関へ</u> 予約して下さい。	1,000円

種 類	内 容	対象者	会 場	受診（申込）方法	自己負担金
乳がん検診	問診・マンモグラフィ（乳房X線撮影）	40歳以上で、令和5年度に奇数年齢になる女性市民（令和4年度に未受診の人も受診可）	保健センターまたは指定医療機関	大阪南医療センターで受診する場合は、保健センターへ申し込んでください。寺元記念病院で受診する場合は、 <u>直接医療機関へ予約してください。</u> 保健センター（集団）での受診を希望する人は保健センターへ申し込んでください。	1,000円
骨粗しょう症検診	問診・手や腕などの骨のX線検査	今年度 40・45・50・55・60・65・70歳になる市民（女性）	市内指定医療機関	受診券を6月頃に送付します。	500円
歯周疾患検診	歯周疾患検査・口腔衛生検査等	今年度 40・50・60・70歳になる市民	市内指定歯科医院		無料
寝たきり老人等訪問歯科健診	歯科医師による虫歯の有無、歯科疾患の有無についての診査等	40歳以上で、概ね要介護3以上の認定を受けている歯科医院に通院できない市民	家庭を訪問	事前に保健センターへ申し込んでください。	無料

一般健康診査 特定健康診査や後期高齢者医療制度の健康診査の対象とならない（医学的理由による場合を除く）40歳以上の市民を対象に実施します。
 詳細は保健センターにお問い合わせください。

* 対象年齢は4月から翌年3月の間にその年齢になる人をさします。

お問い合わせ先	河内長野市立保健センター 河内長野市木戸東町2番1号 電話 55-0301
---------	---

健康手帳の交付

健康診査の結果や日常の健康状態を記録し、健康管理に役立てていただけるよう健康手帳を交付しています。

- ・ 対象者……40歳以上の市民
- ・ 交付場所…保健センター・市内健康診査実施医療機関などで交付します。

健康教育

医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士などが生活習慣病の予防や健康の増進など、健康に関する正しい知識についての教育をおこなっています。内容は、次のとおりです。

- ① 生活習慣病の予防、食生活のあり方、健康増進の方法について
- ② がんに関する正しい知識について
- ③ 歯周疾患の予防について

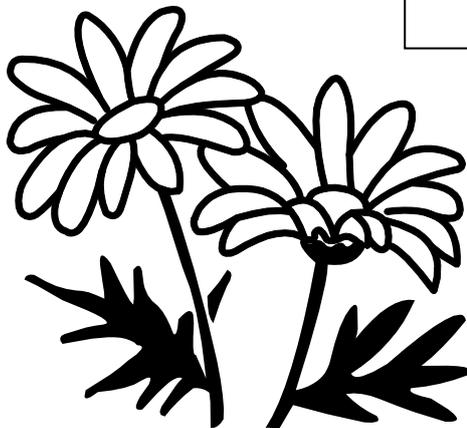
詳細は、保健センターにお問い合わせ下さい。

健康相談

健康に関する相談を次のとおりおこなっています。

種類	会場	内容	対象者	日時
健康相談（要予約） 栄養相談（要予約） 歯科相談（要予約） 糖尿病予防相談（要予約） たばこ相談（要予約）	保健センター	保健師・管理栄養士・歯科衛生士などが、心身の健康に関する個別の相談に応じます。 ※診断や治療方法についての相談は対応できません。	市民	日程・時間は、市広報紙をご覧ください

お問い合わせ先 河内長野市立保健センター
河内長野市木戸東町2番1号
電話 55-0301



休日急病診療所

休日・土曜日における急病患者を応急的に診療します。診療科目は次のとおりです。（内科の受診は高校生以上が対象になります。）

診療科目	診療日	受付時間
内科	土曜日	午後 6 時～午後 8 時 40 分まで
	日曜日・祝日・休日・年末年始 (12/30～1/3)	午前 10 時～午前 11 時 40 分まで 午後 1 時～午後 3 時 40 分まで
歯科	日曜日・祝日・休日	午前 10 時～午前 11 時 40 分まで
	年末年始 (12/30～1/3) 令和 6 年 5/3～5/5 (予定)	午前 10 時～午前 11 時 40 分まで 午後 1 時～午後 3 時 40 分まで

※保険証、もしくは健康保険証の登録が済んでいるマイナンバーカードを必ず持参してください。



お問い合わせ先 河内長野市立保健センター
(休日急病診療所)
(上記日時内) 河内長野市木戸東町 2 番 1 号
電話 55-0300

予防接種

高齢者のインフルエンザ

インフルエンザの予防接種が一部本人負担で実施期間中に 1 回接種できます。

【対象者】

- ・ 65 歳以上の市民（実施期間中に 65 歳になる人は、誕生日の前日から可能）
- ・ 60 歳以上 65 歳未満の市民で、心臓・じん臓又は呼吸器の機能やヒト免疫不全ウイルスによる障がいのある人（前述の各障がいがある人が 1 級相当程度の人）

【接種方法】

- ・ 直接医療機関へ予約し、接種の際には保険証などの現在の住所が分かる書類をお持ちの上、受けてください。
- ・ 河内長野市以外または市内取扱い医療機関以外で接種を希望する場合は、保健センターでの手続きが必要です。
- ・ ただし、富田林市および大阪狭山市の取扱医療機関で接種する場合は、保健センターでの手続きは不要で接種することができます。（取扱医療機関についてはお問い合わせください。）
- ・ 上記の対象者で生活保護受給世帯または中国残留邦人など支援受給世帯に所属する人は、生活保護担当課で受給証明書を受け取り、取扱医療機関に提出すれば無料で接種できます。
- ・ 10 月から翌年 1 月末頃まで（予定）

【自己負担額】

1,000 円



高齢者の肺炎球菌感染症

高齢者用肺炎球菌ワクチン接種費用の一部を助成します。

【対象者】

- ・ 65 歳以上の市民（年度中に 65 歳となる人を含む。）で過去に費用助成を受けたことがない人
- ・ 60 歳以上 65 歳未満の市民で、心臓、じん臓または呼吸器の機能やヒト免疫不全ウイルスによる障がいのある人（前述の各障がい 1 級相当程度の人）

【接種方法】

＜市内取扱医療機関で接種を受ける場合＞

- ・ ワクチン接種を希望する人で令和 5 年 4 月以降に保健センターから送付される費用助成利用履歴確認書をお持ちの人は、取扱い医療機関へワクチン接種の予約をしてください。
- ・ 上記確認書をお持ちでない人は保健センターへご連絡ください。
- ・ 接種時に下記の必要なものを持参してください。
- ・ 生活保護受給世帯または中国残留邦人等支援受給世帯に所属する人は、生活保護担当課で受給証明書を受け取り、取扱医療機関に提出すれば無料で接種できます。

◆接種時に必要なもの

接種を受ける人の住所、氏名、生年月日が確認できるもの（健康保険証など）・費用助成利用履歴確認書・予診票

- * 過去に高齢者用肺炎球菌ワクチンを接種した人が再接種を希望する場合は、前回接種日から 5 年以上あけるとともに、必ず医療機関に相談してください。また過去に費用助成を受けたことがある人は助成の対象外です。

＜河内長野市以外または市内取扱医療機関以外で接種を受ける場合＞

事前に保健センターでの手続きが必要です。（※）

【助成対象期間】

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

【接種回数】

1 回

【自己負担額】

3,000 円

お問い合わせ先	河内長野市立保健センター 河内長野市木戸東町 2 番 1 号 電話 55-0301
---------	---

※河内長野市以外または市内取扱医療機関以外で接種される場合について

年齢などの諸条件により、河内長野市長から病院所在先市長などへの接種の依頼書を発行する必要があります。

万が一後遺症などが出た場合に国の補償を受けることができなくなってしまう場合や、一旦接種費用を全額支払い、後日還付を受ける償還払いの要件から外れてしまう場合がありますので、必ず保健センターへ事前にご連絡ください。

保険医療課

医療保険

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳（一定の障がいがあると認定された人は65歳）以上の高齢者を対象とした独立した医療制度です。

診療を受ける場合は必ず、後期高齢者医療被保険者証、もしくは健康保険証の登録が済んでいるマイナンバーカードを医療機関などの窓口に表示し、かかった医療費の自己負担分（1割から3割）を医療機関などにお支払いください。

【対象者】

- ・ 75歳以上の人すべて（75歳の誕生日当日から）※生活保護受給者を除く
- ・ 65歳以上75歳未満の人で、申請により広域連合が一定の障がいがあると認められた人

【給付を受けられるとき】

医療機関での自己負担割合は、一般の人は1割か2割、低所得者Ⅰ・Ⅱの人は1割、現役並み所得者*は3割となります。被保険者証に記載されていますので必ず医療機関などに提示してください。

※現役並み所得者…住民税課税所得が145万円以上の人。

【入院中の食事代】

入院したときは食費の標準負担額を自己負担していただきます。

所得区分		負担額(1食あたり)
現役並み所得者		460円
一般	指定難病患者または(注1)に該当する人	260円
低所得Ⅱ	90日以内の入院(過去12ヶ月の入院日数)	210円
	90日を超える入院(過去12ヶ月の入院日数)	160円(注2)
低所得Ⅰ		100円(注3)

低所得Ⅱ、Ⅰの人は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、負担額が減額されます。

*低所得Ⅱ…住民税非課税世帯（低所得Ⅰ以外の人）

*低所得Ⅰ…住民税非課税世帯のうち、年金収入が年間80万円以下でその他の所得も0円の世帯

(注1)平成28年3月31日において、1年以上継続して精神病床に入院していた人であって、引き続き医療機関に入院する人も対象となります。

(注2)市役所での申請が必要。療養病床入院時は、日数にかかわらず210円となることがあります。

(注3)療養病床の場合は130円になります。老齢福祉年金受給者は療養病床でも100円です。また、別途居住費がかかります。

【医療費が高額になったとき】

1ヶ月（同一月）の医療費が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。該当する人には、申請書が診療月の約3ヶ月後に大阪府後期高齢者医療広域連合から直接送付されます。「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人は被保険者証と一緒に医療機関の窓口で提示してください。ただし、一医療機関（入院、外来、医科、歯科別）でのお支払いは、自己負担限度額までとなります。また、所得区分によっては「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が不要の場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

【健康診査】

被保険者を対象に、健康診査を実施します。大阪府後期高齢者医療広域連合から、毎年4月下旬以降に受診券をお送りしますので、健診のときは、被保険者証とともに持ちください。（受診は年1回無料です）



【歯科健診】

被保険者を対象に、歯科健診を実施します。大阪府後期高齢者医療広域連合から、毎年4月下旬から5月上旬にご案内をお送りしますので、健診のときは、被保険者証を歯科医院にご提示ください。（受診は年1回無料です）

【葬祭費】

被保険者の人が亡くなられたときは、その人の葬祭を行った人に対し、葬祭費として50,000円を支給します。

申請に必要なもの…被保険者証、葬儀の領収書、口座情報の分かるもの、申請者が葬祭を行ったことが確認できるもの（葬儀の領収書に記載の氏名と申請者が異なる場合など）

※時効：葬祭日（告別式など）の翌日から2年間

【療養費】

次のような場合は、申請により一部負担金を差し引いた医療費を支給します。（医療費などを支払った日の翌日から2年を過ぎると支給されませんので、ご注意ください）

- ・ 旅行中など、緊急やむをえない事情で被保険者証を医療機関などに提示できなかったとき
- ・ コルセットなどの治療用補装具を購入したとき（医師の意見書が必要）
- ・ 一時的な海外渡航中にお医者さんにかかったとき（治療目的で渡航した場合は除く。広域連合の判断による必要書類などが必要。）
- ・ 医師が必要と認めた柔道整復術、あんま、鍼灸、マッサージ

※時効：被保険者が保険医療機関などに支払った日の翌日から2年間

お問い合わせ先	河内長野市役所 1階 保険医療課 医療給付係 電話 53-1111
---------	---

【人間ドック費用の一部助成】

被保険者の人が、人間ドックを受診される場合、年に1回、26,000円を上限として費用の一部を助成します。なお、脳ドック、PET（総合がん検診）、各種がん検診、追加検査などは助成対象になりません。

申請に必要なもの…被保険者証、人間ドックの領収書、検査結果通知書など、
口座情報の分かるもの

※時効：人間ドックを受診した日から2年間

【保険料】

保険料は、被保険者全員が等しく負担する均等割額と、所得に応じて負担する所得割額で構成され、被保険者一人ひとりに対して賦課されます。保険料を決める基準は大阪府後期高齢者医療広域連合の条例により2年ごとに設定し、大阪府内では均一の保険料計算となります。

大阪府内市町村における保険料の決め方（令和4年度・令和5年度）

保険料（年額） （限度額 66 万円）	=	均等割額 被保険者 1 人あたり （54,461 円）	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額※ × 所得割率 （11.12%）
------------------------	---	-----------------------------------	---	---

※賦課のもととなる所得金額とは、総所得金額等（前年の総所得金額及び山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額（分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・土地等の譲渡所得など）の合計額）から地方税法第314条の2第2項に定める基礎控除額を控除した額です。（雑損失の繰越控除額は控除しません。）

○保険料の納め方

1. 特別徴収（年金からの引落とし）

原則として、年額18万円以上の年金受給者は年6回の年金受給日に、その年金から保険料が引落としされます。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の1/2を超える場合などの要件にあてはまる人は普通徴収となります。

2. 普通徴収

特別徴収の対象とならない人は、納付書もしくは口座振替などにより納めていただきます。

○保険料の軽減措置

世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額（54,461円）が軽減されます。

※65歳以上の人については、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除することができます。

※世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象所得に含まれます。

お問い合わせ先

○大阪府後期高齢者医療広域連合

〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-3-8（中央大通Fビル8階）

電話 06-4790-2028（資格管理課）

06-4790-2031（給付課）

○河内長野市役所 1階 保険医療課 後期担当 電話 53-1111

70 歳以上 75 歳未満の国民健康保険被保険者の医療について

70 歳以上 75 歳未満の人の医療費の窓口自己負担割合は、本人及び同一世帯の国民健康保険加入者の所得に応じてかかった医療費の「2 割」または「3 割」になります。

現在、国民健康保険に加入している人は、自己負担割合が記載されている高齢受給者証を河内長野市役所から発行します。社会保険などに加入している人は、ご加入の健康保険にお問い合わせください。

高齢受給者証の交付

対象者には、70 歳の誕生日の属する月の月末（1 日が誕生日の人は前月末）までに高齢受給者証を郵送します。届いた翌月から使えます。

診療の受け方

診療を受ける際は必ず、「高齢受給者証」と「国民健康保険被保険者証」を医療機関・薬局などの窓口に提示してください。（「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人はそちらも一緒に提示してください。）所得区分が「現役並みⅢ」・「一般」の人は、高齢受給者証を提示することで限度額が適用されるため、「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請は不要です。

負担割合・自己負担限度額等について

所得区分	負担割合	自己負担限度額（月額）（注 2）		入院中の食事代
		外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）	
現役並み 所得者Ⅲ （課税所得 690 万円以上）	3 割	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%（注 3） (140,100 円)（注 4）		1 食につき 460 円
現役並み 所得者Ⅱ （課税所得 380 万円 以上 690 万円未満）		167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%（注 3） (93,000 円)（注 4）		
現役並み 所得者Ⅰ（課税 所得 145 万円以上 380 万円未満）		80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%（注 3） (44,400 円)（注 4）		
一般 （その他の区分にあ てはまらない人）	2 割	18,000 円 自己負担限度額（年額） 144,000 円（注 1）	57,600 円 (44,400 円)（注 4）	1 食につき 210 円（注 5）
低所得 （住民税 非課税世 帯）		Ⅱ	8,000 円	
	Ⅰ	15,000 円		1 食につき 100 円

（注 1） 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの自己負担額の年額の合計。

（注 2） 75 歳到達月の個人の自己負担限度額は 2 分の 1 になります（75 歳の誕生日が月の初日の場合は除きます）。

（注 3） 医療費が各金額を超えた場合は、超えた額の 1%を加算。

（注 4） 過去 12 か月以内に世帯単位で 3 回高額療養費に該当した場合の 4 回目以降のこと。

（注 5） 過去 1 年間の入院日数が 90 日を超える人は、91 日目以降 1 食につき 160 円に減額されます（要申請）。

※ 65 歳以上の人が療養病床に入院したときは上記と異なる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

高額療養費の支給

同じ月内の医療費の自己負担額が一定額（前ページの表を参照）を超えた場合、超えた分は高額療養費として支給を受けることができます。

高額療養費に該当する場合は、通常受診した月の3～4ヵ月後（遅れる場合もあります）に、市から支給の案内を送付しています。案内が届きましたら、支給の申請をしてください。

また、申請の際の自己負担額の確認に必要ですので、医療機関・薬局などでの領収書は、保管しておいてください。

医療費助成

重度障がい者医療費助成制度

所得条件などに合致される人は、重度障がい者医療費助成制度を受けることができます。

【重度障がい者医療費助成制度の対象となる人（下記のいずれかに該当）】

- ・ 身体障がい者手帳1・2級所持者
- ・ 重度の知的障がい者
- ・ 中度の知的障がい者で身体障がい者手帳3～6級所持者
- ・ 精神障がい者保健福祉手帳1級所持者
- ・ 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障がい年金（または特別児童扶養手当）1級相当者

助成を受ける場合

加入する健康保険の被保険者証、上記の助成対象であることを証する書面（手帳など）、所得証明書（他市町村から転入の場合など）をお願いすることがあります）などを持って保険医療課1階8番窓口へ申請してください。医療証を交付しますので、医療機関、薬局などの窓口へ提示してください。



お問い合わせ先 河内長野市役所 1階
保険医療課 医療給付係
電話 53-1111

環境衛生課

ごみ

もえるごみシールの追加配布

日常的に紙おむつを使用されている高齢者・障がい者等がおられる家庭について、申請により「無料ごみシール」を追加配布します。

【申請】

市役所 4 階 環境衛生課 ・ 市役所 1 階 地域福祉高齢課窓口

※環境衛生課では郵送、メールでの受け付けもしています。

【配布枚数】

年間限度 110 枚（申請月数によって、月割り枚数となります）

家庭ごみの「ふれあい収集」

ごみを集積場所まで持ち出すことが困難な世帯の家庭ごみを、玄関先から収集します。

【収集回数】

- ・ もえるごみ 週 1 回
- ・ 資源ごみ 月 1 回
- ・ もえないごみ、粗大ごみ 月 1 回 1 点まで（予約制）

【対象世帯】

市内に住所があり、次のいずれかに該当する人を含み、ご自身でごみを集積場所まで持ち出すことが困難な世帯

- ① 65 歳以上で要介護 2 以上の認定を受け、介護サービスを受けている人
- ② 身体障がい者手帳の交付を受け、障がいの程度が 1 級・2 級の障がい者で、ホームヘルプサービスを受けている人
- ③ 療育手帳の交付を受け、障がいの程度が A の知的障がい者で、ホームヘルプサービスを受けている人
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が 1 級の精神障がい者で、ホームヘルプサービスを受けている人

※同居者やホームヘルパーなどが対応できる世帯、親族や近隣の人の協力が得られる世帯などは除きます。

※上記以外の世帯でも対象となる場合があります。詳しくは環境衛生課へお問い合わせください。

【利用料】

・ 無料



お問い合わせ先

河内長野市役所 4 階
環境衛生課 資源循環係
電話 53-1111

障がい福祉課

障がい認定(手帳の交付)

障がいのある人を対象としたさまざまな福祉制度を利用するためには、障がいの認定(手帳の交付)が必要となります。障がいの内容により認定手続きの方法が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

身体障がい者手帳

身体に障がいのある人は、身体障がい者手帳の交付を受けることができます。障がいの程度によって、1級(重度)から6級(軽度)に等級が認定されます。

(身体障がいの種別)

視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい
肢体不自由障がい、心臓機能障がい、呼吸器機能障がい、じん臓機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がい、肝臓機能障がい

療育手帳

知的障がいのある人は、療育手帳の交付を受けることができます。障がいの程度によって、A(重度)、B1(中度)、B2(軽度)に等級が認定されます。

精神障がい者保健福祉手帳

精神疾患による障がいのある人は、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けることができます。

障がいの程度によって、1級(重度)から3級(軽度)に等級が認定されます。

お問い合わせ先	河内長野市役所 1階 障がい福祉課 電話 53-1111
---------	------------------------------------

その他

避難行動要支援者支援制度

市では災害時に、避難に何らかの手助け（援護）を必要とする在宅の高齢者や障がいのある人の情報を掲載した名簿「避難行動要支援者名簿」を作成し、市の関係部局や自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地区福祉委員、市社会福祉協議会などの地域の支援者に事前に提供しておき、いざという時に備えてもらう取り組みを行っています。

名簿への掲載にあたっては、対象となる本人の同意が必要となるため、同意の確認を行っています。また、自ら名簿の掲載を希望される場合は、同意の届出をしてもらうことで、名簿に掲載することができます。詳しくはお問い合わせください。

【名簿掲載の対象となる人の範囲】

生活の基盤が自宅にある人のうち、以下の要件に該当する人

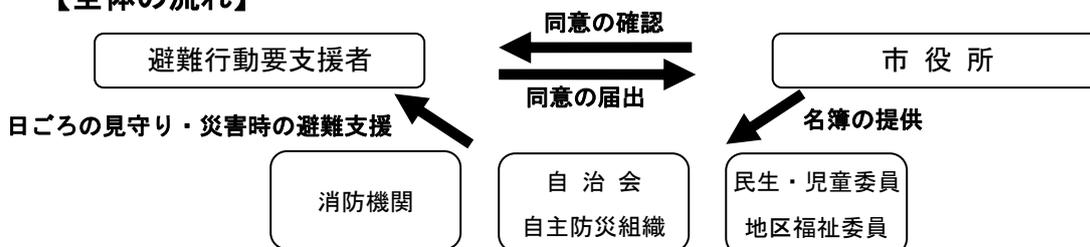
1. 要介護認定を受けている人 要支援 1～2、要介護 1～5
2. 身体障がい者手帳 1・2 級の身体障がい者
3. 療育手帳 A を所持する知的障がい者
4. 精神障がい者保健福祉手帳 1 級を所持する人
5. 障害者総合支援法による障がい福祉サービスなどを受ける難病患者
6. 高齢者（75 歳以上）のみの世帯の人
7. 上記以外で市長が支援が必要と認めた人

例：家族と同居しているが昼間はひとりになる高齢者の人、妊産婦乳幼児、日本語の理解が十分でない外国人など

【提供する名簿情報】

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、その他の連絡先、避難支援などを必要とする事由、避難支援などの実施に関し市長が必要と認める事項

【全体の流れ】



お問い合わせ先 河内長野市役所 電話 53-1111
危機管理課、介護保険課、地域福祉高齢課、障がい福祉課

教養・スポーツ

河内長野市民大学「くろまる塾」

河内長野市在住・在勤・在学者を対象に、自分にあった学びを見つけ、生涯にわたって学習を継続できるよう、いろいろな学習を総合的・体系的に提供するしくみです。

お問い合わせ先 くろまる塾事務局 市民交流センター（キックス）内
河内長野市昭栄町 7-1 市民交流センター3階
電話 54-0001(代)

趣味・教養講座

福祉センター「キタバ錦溪苑」では、日々を楽しみ、生きがいを見つけ出し、もらうための講座をおこなっています。また、趣味や特技を生かしたクラブ活動をおこなっています。



お問い合わせ先 河内長野市立福祉センター「キタバ錦溪苑」
河内長野市大師町 26-1
電話 65-0123

河内長野市まちづくり出前講座

「河内長野市まちづくり出前講座」とは、市が取り組んでいる事業や施策、あるいは新しい制度など、市民の皆様が「知りたい、学びたい」情報を市職員が皆様のもとへ出向いてお話するというものです。



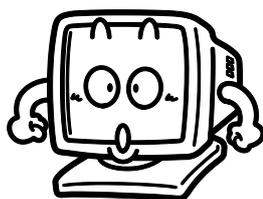
お問い合わせ先 河内長野市役所 7階
文化・スポーツ振興課
電話 53-1111

生涯学習情報提供システム（学びやんネット）

市民の文化・学習・交流活動を支援するため、市民のニーズに適合した多種多様な情報を提供しています。いつでも・どこでも・だれでも、自由に検索できるデータベースとして、イベント・団体グループ・人材・教材などの生涯学習情報を、インターネットを通じてお届けしています。

情報を見るには…

- ① 市の公式ホームページのリンクから
(<https://www.city.kawachinagano.lg.jp/site/manabiyan/>)
- ② 街頭情報端末（図書館）にて



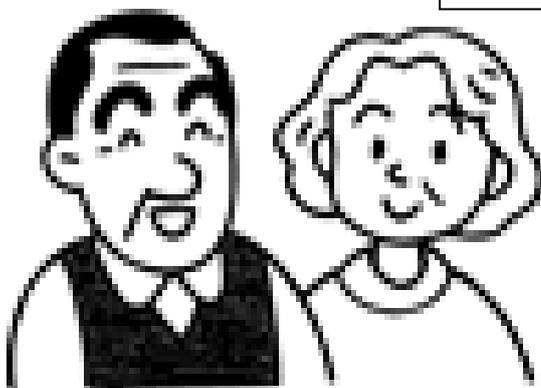
お問い合わせ先	河内長野市役所 7階 文化・スポーツ振興課 電話 53-1111
---------	--

大活字本・録音図書・高齢者向けレクリエーション資料の貸出

河内長野市立図書館では、大活字本や録音図書（本を朗読してカセットテープやCDに録音したもの）・紙芝居や脳トレなどの高齢者向けレクリエーション資料の貸出を行っています。

老眼鏡やルーペ、拡大読書機や自動読み上げ機なども備えていますので、カウンターにてご遠慮なくお問い合わせください。

お問い合わせ先	河内長野市昭栄町 7-1 電話 52-6933（代） 河内長野市立図書館 Supported by STONE
---------	---



交流の場

市立福祉センター

60歳以上の人、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、母子家庭の人々が、健康で明るい生きがいのある生活を営んでいただくため、次頁記載の施設をご利用いただけます。

利用ご希望の方は、いずれかの施設の窓口申し出て、利用証の交付を受けてください。（利用証は、各施設共通です。）

詳しくは、各施設へ直接お問い合わせください。

【利用対象者】

- ①河内長野市内に居住するおおむね60歳以上の人及びその介護者
- ②河内長野市内に居住する身体障がい者手帳の交付を受けている人及びその介護者
- ③河内長野市内に居住する療育手帳の交付を受けている人及びその介護者
- ④河内長野市内に居住する精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人及びその介護者
- ⑤河内長野市内に居住する母子家庭の母及び子

【休館日】

- ①毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日が休館日）
 - ②国民の祝日（敬老の日を除く）
 - ③敬老の日の翌日及び翌々日
 - ④12月28日から翌年1月4日まで
- ※臨時に休開館をする場合があります。

【開館時間】

午前9時から午後5時まで（浴室は午前11時から午後4時まで）

【利用料】

無料。ただし、浴場利用については1回100円の利用料金が必要となります。

施設名	施設の概要	所在地など
河内長野市立福祉センター 「キタバ錦溪苑」	大広間、サークル活動室、教養室、浴室など ※送迎バスの運行もありますのでご利用ください。	河内長野市 大師町26-1 電話 65-0123
河内長野市立小山田地域福祉センター 「キタバあやたホール」 ※コミュニティセンターとの複合施設です。	広間、浴室、健康増進室、娯楽室	河内長野市 小山田町1824-4 電話 54-0773
河内長野市立清見台地域福祉センター 「くすのかホール」 ※コミュニティセンターとの複合施設です。	ギャラリー、浴室、健康増進室、娯楽室、休憩コーナー	河内長野市 清見台4-18-2 電話 62-7799

社会福祉協議会

地域コミュニティソーシャルワーカー（相談支援員）配置事業

いきいきネット相談支援センター

河内長野市社会福祉協議会及び河内長野市人権協会では、高齢者・障がい者・一人親家庭など福祉サービスに関する相談に応じる、地域に身近な相談窓口を設置しています。

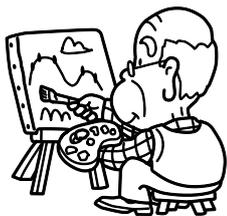
対象区域	設置場所	電話番号
全小学校区	市役所（人権協会内）	090-6980-5532
長野・小山田小学校区	キタバあやたホール	080-1459-3270
南花台小学校区	三日市公民館	090-5129-3516
美加の台・天見小学校区	くすのかホール	080-8509-1230
川上・三日市小学校区		090-5360-4213
千代田・楠小学校区	千代田公民館	080-1527-4629
高向・天野小学校区	天野公民館	090-5130-1862
加賀田・石仏小学校区	加賀田公民館	080-1457-1416

社会参加

老人クラブ

老人クラブは、高齢者の知識や経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、老後の生活を豊かなものにするとともに、明るい長寿社会づくりを目的としています。

また、活動としては、ボランティア活動、生きがいを高めるための活動、健康づくりに関する活動、その他の社会活動を総合的に実施しています。



お問い合わせ先 河内長野市老人クラブ連合会
(事務局) 河内長野市大師町 26-1
河内長野市立福祉センター内
電話 65-0123

ボランティア相談、発掘・育成、活動支援

河内長野市社会福祉協議会は、ボランティアを紹介してほしい人、及びボランティア活動をしたい人の相談に応じる「窓口」です。

- ・ 相談窓口の開設
- ・ 福祉ボランティアの登録、登録ボランティアの紹介
（「自発性」「公益性」「無償性（実費弁償は可）」を兼ね備えたボランティア）
- ・ ボランティアの発掘や育成のための講習会の開催
- ・ ボランティア保険の受付など

かわちながのボランティア・市民活動センター

- ・ ボランティア活動の相談
- ・ 他団体や市民とのコーディネートや相談
- ・ 市民公益活動に係る補助金、市民活動に関連する助成金などの申請についての相談
- ・ 特定非営利活動法人設立の認証及び運営に係る相談業務など
- ・ ミーティングスペース・ワークスペースの貸出・運営

ご利用時間

月～金、第1・3土曜日 午前9:00～午後5:30

ご利用の際には、社会福祉協議会地域福祉課（③窓口）で利用手続き・精算を行ってください。

※利用の予約は出来ません。

日常生活自立支援事業

河内長野市社会福祉協議会では、「最近、物忘れがひどく通帳の場所が思い出せない」などでお困りの人に代わって金銭管理などをお手伝いします。

【対象】

- ・ 河内長野市内在住で認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力の不十分な人で、事業の内容をご理解いただける人

【内容】

- ・ 福祉サービス利用援助サービス、日常的な金銭管理サービス、書類などの預かりサービス

【費用】

- ・ 相談は無料
- ・ サービス利用は有料



お問い合わせ先 河内長野市社会福祉協議会
河内長野市喜多町 663-1
イズミヤ河内長野店 4階内
電話 65-0133

生活支援体制整備事業

◇地域でささえあい活動を始めたい、または現在の活動を充実させたいなどの場合は、生活支援コーディネーターが支援しますのでご連絡ください。

【ささえあい活動の例】

- ・居場所づくり
(高齢者サロン、子育てサロン、誰でも参加できる食堂、コミュニティカフェなど)
- ・生活支援の仕組みづくり
(草引き、ゴミだし、電球取り替えなど日常のちょっとしたお手伝い)

また、ささえあいの活動について話し合う「ささえあいの集い」を開催しています。興味のある人は社会福祉協議会までご連絡ください。

◇サロンに行きたいけど、どこにあるかわからないなどの場合は、生活支援コーディネーターまでご相談ください。自宅近くの「居場所」をご紹介します。

貸出事業

スロープ付自動車の貸出事業

河内長野市社会福祉協議会では、河内長野市内在住の障がいのある人や高齢者などの移動が困難な人の外出を支援することを目的にスロープ付自動車を貸出しています。

【申込・車の受け渡し・返却】

- ・ 午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

【貸出期間】

- ・ 3日以内（土曜・日曜・祝日をはさんでの利用もできます）
- ・ 走行距離 1日当たり 200km 以内

【費用】

- ・ 無料（但し、使用した燃料を補充して返却してください）

【事故責任】

- ・ 河内長野市社会福祉協議会として、自動車損害保険に加入していますが、事故については利用される人の責任において一切の処理をお願いします。

【利用方法】

- ・ 利用希望日の2ヶ月前から1週間前までに、所定の書類に必要事項を記入・押印のうえ河内長野市社会福祉協議会へお申し込みください。
- ・ 運転については、原則として、ご家族の人でお願いします。



お問い合わせ先	河内長野市社会福祉協議会 河内長野市喜多町 663-1 イズミヤ河内長野店 4階内 電話 65-0133
---------	---

福祉機器(車いす)の貸出

河内長野市社会福祉協議会では、在宅生活の援助を目的として、病気やケガなどで歩行が困難になられた人々に対し、車いすの無料貸出をおこなっています。

(在庫がない場合がありますので事前に電話にてお問い合わせください)



お問い合わせ先	河内長野市社会福祉協議会 河内長野市喜多町 663-1 イズミヤ河内長野店 4階内 電話 65-0133
---------	---

保健所

こころの健康相談

統合失調症、うつ病、神経症、アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症、ひきこもり、高齢者の精神障がい、認知症、周産期うつなど、こころの健康について、精神保健福祉相談員や保健師がご本人やご家族などからの相談に応じます。

また、精神科医による相談も受けることができます。相談は無料、予約制です。秘密は厳守します。

詳しくはお問い合わせください。

難病に関する相談

地域にお住まいの難病患者の人を対象に、保健師が訪問や面接・電話などで相談に応じています。

また、病気の学習会、リハビリ相談、栄養相談などを行っています。

詳しくは下記の窓口にお問い合わせください。



お問い合わせ先	大阪府富田林保健所 富田林市寿町 3-1-35 電話 0721-23-2683 FAX 0721-24-7940
---------	---

シルバー人材センター

働く場の提供

シルバー人材センター

シルバー人材センターは、定年退職後などにおいて臨時的・短期的または軽易な就業を希望する高齢者に対して働く場を提供し、社会参加による生きがいを創出することにより、高齢者の豊かで積極的な生活の充実を目指しています。

河内長野市内に居住し、60歳以上で働く意欲のある人ならどなたでも会員になれます。

◇原則として、毎月第2、第4水曜日の午後1時《時間厳守》から入会説明会を開催しています（予約制）。

◇入会には、年会費として2,000円が必要です。

また、次のような高齢者にふさわしい仕事があれば、ご提供ください。

技能的な仕事	植木手入れ、障子・ふすまの張替え、網戸張替え、大工など
事務的な仕事	宛名書き、賞状書き、一般事務、簡単な印刷（報告書など） 文書整理、パソコンでの文書・表等の作成など
管理的な仕事	商品管理、資材管理、施設管理など
一般的な仕事	庭や空地の除草・草刈り、植木の水やり、封筒入れ、梱包、 チラシ配り、屋内外の清掃作業、その他の軽作業など
家事的な仕事	居宅の掃除、家事全般の手伝い、簡単な荷造りの手伝い、家具の移動、粗大ゴミの搬出など
専門的な仕事	パソコンの指導、家庭教師、各種講座の講師など

なお、自主的・自立的な事業にも取り組んでいますので、ご利用ください。

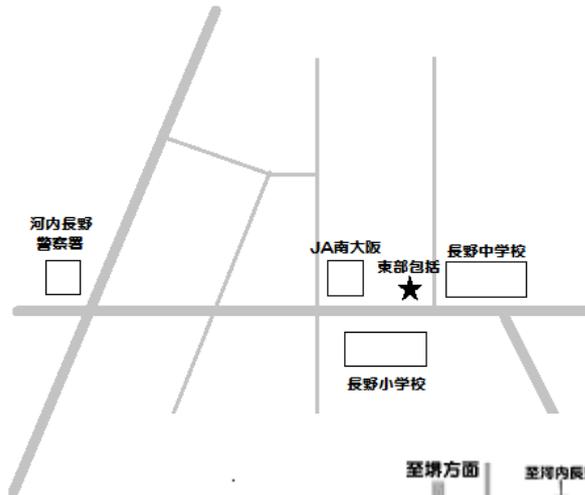
1. 子育て支援事業として「子ども一時預かり にこにこルーム」
2. 手づくり作品の販売「てづくりショップするばー」
3. 各種講座「生け花教室」「ビーズ教室」「手づくり工房アン」

お問い合わせ先 河内長野市シルバー人材センター
河内長野市大師町 25-2
電話 65-0256

《参考》河内長野市地域包括支援センター案内図

東部地域包括支援センター

河内長野市本多町 4-3
 (電話) 0721-52-0180



西部地域包括支援センター

河内長野市小山田町 1701-1
 (電話) 0721-56-6600



中部地域包括支援センター

河内長野市上田町 155-5
 (電話) 0721-55-3451

●長寿ふれ愛ガイドブック●

令和5年6月

発行：河内長野市 地域福祉高齢課

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

電話 0721(53)1111

ご利用ください

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で、いつまでも安心して生活できるように、介護や健康に関する相談や心配ごと、日常生活上で困っていることなどの相談に応じています。

また、高齢者虐待の相談や成年後見制度の紹介など、高齢者の権利を守る取り組みも行なっていますので、お気軽にご相談ください。

※お住まいの住所によって担当の地域包括支援センターが異なります。

《裏面に案内図があります》

名 称	住所・電話番号・ファクス番号	主な担当地域
河内長野市東部 地域包括支援 センター	〒586-0022 河内長野市本多町 4-3 (電話) 0721-52-0180 (ファクス) 0721-52-0181 (メール) toubuhokatsu@julien.or.jp	千代田小学校区 長野小学校区 川上小学校区
河内長野市中部 地域包括支援 センター	〒586-0034 河内長野市上田町 155-5 (電話) 0721-55-3451 (ファクス) 0721-55-3452 (メール) chubuhokatsu@naganozaidan.jp	三日市小学校区 南花台小学校区 加賀田小学校区 石仏小学校区 天見小学校区 美加の台小学校区
河内長野市西部 地域包括支援 センター	〒586-0094 河内長野市小山田町 1701-1 (電話) 0721-56-6600 (ファクス) 0721-53-8080 (メール) seibuhokatsu@teramoto.or.jp	楠小学校区 小山田小学校区 天野小学校区 高向小学校区

相談は無料。もちろん秘密は厳守します。